

公立大学法人山口県立大学と総合病院山口赤十字病院との  
包括的な連携・協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と総合病院山口赤十字病院（以下「乙」という。）とは、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の緊密な連携・協力の下、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成や、地域医療及び地域保健福祉活動の質の向上に向けた教育、共同研究等の取組を通じて、地域における保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携、協力する。

- (1) 看護教育（実習を含む。）に関すること。
- (2) 栄養管理教育（実習を含む。）に関すること。
- (3) 社会福祉教育（実習を含む。）に関すること。
- (4) 看護の研究に関すること。
- (5) 栄養管理の研究に関すること。
- (6) 社会福祉の研究に関すること。
- (7) 知的財産に関すること。
- (8) 人材確保に関すること。
- (9) 地域医療及び地域保健福祉活動の推進に関すること。

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期限は、令和3年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期限満了日の1か月前までに、甲・乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)2月21日

甲 公立大学法人山口県立大学  
理 事 長

前川剛志  
名石史夫

乙 総合病院山口赤十字病院  
院 長